

## 台湾の性騷擾（セクシユアル・ハラズメント）防止関連法律

山崎 文夫

はじめに

台湾の性騷擾（セクシユアル・ハラズメント）防止に  
関する法律は、ひとつではない。関係する法律は、主要  
なものだけでも、①両性工作平等法（二〇〇二年制定）  
↓性別工作平等法（二〇〇八年改正）、②性別平等教育  
法（二〇〇四年制定）、③性侵害犯罪防治法（二〇〇五  
年制定）及び④セクシユアル・ハラズメントに関する基  
本法かつ一般法である性騷擾防治法（二〇〇六年制定）

がある。

わが国の男女雇用機会均等法に当たる①性別工作平等  
法（旧・両性工作平等法）は、職場のセクシユアル・ハ  
ラスメントに関して、行為者及び使用者の損害賠償責任  
（使用者の防止義務履行による免責規定あり）と、同防  
止や救済措置を怠った使用者に対する罰金（行政罰）の  
制裁手段を備えるほか、企業内の防止及び救済措置、行  
政による紛争解決手続を定める。②性別平等教育法は、  
教育におけるセクシユアル・ハラズメント防止規定の策  
定・周知、同法違反に対する罰金（行政罰）を規定する

ほか、性別平等教育委員会の設置、学園内におけるセクシュアル・ハラスメント防止及び救済・処分、行政による紛争解決手続等を定める。<sup>③</sup>性侵害犯罪防治法は、法令上セクシュアル・ハラスメントと区別される性侵害犯罪（性犯罪）について、防止、被害者保護、司法手続、加害者の心身治療及び補導教育等について定める刑事法である。なお、台湾は、すでに一九九九年の性侵害犯罪に関する刑法改正により、強制わいせつ罪等につき被害者の抗拒不能の要件に代え被害者の意思に反することを成立要件とする等の改正をしている。<sup>①</sup>④性騷擾防治法は、職場、教育、公務員、軍隊その他の団体におけるセクシュアル・ハラスメントに関して、損害賠償責任と罰金（行政罰）、接吻等の身体接触に対する刑事罰（二年以下、懲役等）、同法違反の使用若しに対する罰金（行政罰）、被害者保護、各団体内及び行政による紛争解決手続等を規定する。同法は、性別工作平等法及び性別平等教育法の適用があるときは、一部の規定を除いて、適用されない（同法一条）。

行政院勞工委員会「二〇〇八年の台湾における女性雇用および女性の就業概況」（二〇〇九年三月六日）によれば、セクシュアル・ハラスメント防止については、「社員数の規模が三〇人以上の事業所では、七六%が『セクハラ防止措置、申し立て、懲戒方法』を取り決めており、〇二年にはこれがわずか三五・五%だった。」とされている（台湾ニュース二〇〇九年三月一日）。

台湾は、近代法を継受し、<sup>②</sup>一九八八年の李登輝政権以来、民主化を成し遂げた国である。<sup>③</sup>また、民主化の過程で、一九九二年の中華民国憲法第二次修正では、女性の人格尊厳の保障と性差別の撤廃が規定されている。<sup>④</sup>現在は、WHOなどの国連の専門機関等への参加を求め、国際基準に従って国内法を整備しているところである。<sup>⑤</sup>上記性別工作平等法等の整備も、このような動向の一環であると思われる。<sup>⑥</sup>

本稿は、台湾の上記セクシュアル・ハラスメント防止関連法律を邦訳し、わが国に紹介するものである。なお、本稿では、性別工作平等法は部分訳としているが、その

全文訳については、山崎文夫・呉依屏「翻訳資料」台湾の性別工作平等法」（平成法政研究一三卷二号九九頁以下）を参照していただきたい。

註

(1) 陳慈幸「台湾の性的侵害罪に関する刑法修正」比較法雜誌三四卷一号一七頁以下。

(2) 台湾における近代法継受については、鈴木賢「台湾における法の本土化」『中華民國在台湾』法から台湾法への転換」北大法学論集五一巻四号二六九頁以下を参照。台湾の労働法の現況については、劉志鵬「台湾の労働法制の近況と発展」季刊労働法二二四号二〇一頁以下を参照。

(3) 浅野和生「民主化を完成した台湾」（中村勝範編著「運命共同体としての日本と台湾」ポスト冷戦時代の国家戦略」展転社、一九九七年）一八三頁以下。

(4) 浅野和生「台湾の憲政改革の経過と現状」『中華民國憲法』改正の経緯と残された課題」（中村勝範・浅野和生・余照彦「アジア・太平洋における台湾の位置」早稲田出版、二〇〇四年）二二九頁。

(5) 国際基準に従った台湾国内法整備の一端については、浅野和生「これからの台湾が選択する道」ボイス Voice 二〇〇八年一月号二二四頁以下、岡村志嘉子「法律海外情報

・台湾」喫煙規制の強化―たばこ煙害防止法改正」ジュリスト一三七号五七頁、香川孝三「アジアにおけるCSRの現状」世界の労働二〇〇八年一月号一二頁等を参照。

(6) なお、中小企業が多数を占める台湾では、中小企業の負担に配慮して、性別工作平等法一三条一項は、労働者三〇人以上を雇用する使用者にのみ、セクシュアル・ハラスメント防止措置、不服申立手続及び懲戒規定を定め、労働場所に掲示することを義務づけていることについては、李玉春「中小企業に対する労働法規制の適用除外」台湾」季刊労働法二二六号一三二頁以下を参照。両性工作平等法制定までの台湾労働法における女性労働者保護思想については、張李曉娟「台湾労働法における女性労働者保護理論小史」戦前から一九九〇年代まで」広島法学二五巻二号一六三頁以下、同三号一二三頁以下を参照。台湾の女性労働力向上施策については、加麗娟（施昭雄訳）「台湾の女子労働力向上に関する運用状況」経済学論叢五二巻三・四号三六一頁以下を参照。

翻訳資料

①性別工作平等法（民国九十七年一月二六日修正）（二〇〇八年

改正。関係規定抜粋）

第三章 セクシュアル・ハラスメント防止

第十二条 この法律において、セクシュアル・ハラスメントとは、次に掲げる二つの形態をいう。

一 労働者の就業中に、何人を問わず性的要求をし、性的又は性別差別の意味を有する言辭又は行為をし、敵対的、脅迫的又は冒瀆的労働環境を創出し、人格的尊厳若しくは身体的自由を侵害し又は業務遂行に影響を及ぼすこと。

二 使用者が、労働者又は求職者に対して、労働契約の成立、継続、変更又は付与の交換条件として、又は任命、報酬、考課、昇進、降格、賞罰の条件として、明示的又は黙示的に性的要求をし、性的又は性別差別の意味を有する言辭又は行為をすること。

第十三条 使用者は、セクシュアル・ハラスメントの発生を防止しなければならない。労働者三〇人以上を雇用する使用者は、セクシュアル・ハラスメント防止措置、不服申立手続及び懲戒規定を定め、労働場所に掲示しなければならない。

使用者は、前条に規定するセクシュアル・ハラスメントが生じたことを知ったときは、効果的な糾弾及び救護措置を遅滞なく行なわなければならない。

第一項に規定する防止措置、不服申立手続及び懲戒規定に関する指針は、中央主管機関の定めるところによる。：

〔……は訳者省略部分〕

第五章 救済及び申立手続 ……

第二十七条 労働者又は求職者が、第一二条に規定する行為により損害を被ったときは、使用者及び行為者は、連帯して損害賠償責任を負う。ただし、使用者が、この法律所定の各

セクシュアル・ハラスメント防止規定を遵守し、かつ、当該事情が防止尽力に拘わらず発生し又は発生しなかったことを証明したときは、使用者は、賠償責任を負わない。

被害者が前項ただし書きの規定により損害賠償を受けることができないときは、裁判所は、申立により、使用者と被害者の経済状況を斟酌し、使用者に損害賠償の全部又は一部の支払いを命じることができる。

使用者は、損害を賠償したときは、行為者に対し求償権を行使することができる。

第二八条 労働者又は求職者が、第一二条第二項の義務違反により損害を受けたときは、使用者は、損害賠償責任を負う。

第二九条 前三条につき、労働者又は求職者が非財産的損害を被ったときもまた、損害賠償として相当の金額を請求することができる。名誉の被害者は、適切な名誉回復措置を請求することができる。

第三〇条 第二六条乃至第二八条の損害賠償請求権は、損害及び賠償義務者を知ったときから二年間行使しないことにより消滅する。除斥期間は、セクシュアル・ハラスメント又はその関係規定違反については、一〇年とする。……

第三二条 使用者は、労働者の申立に対する苦情処理制度を設

置することができる。……

第三四条 労働者又は求職者が、使用者の……第一三条、……又は第三六条規定違反を発見し、地方主管機関に申し立てたのち、使用者、労働者又は求職者が、地方主管機関の処分に異議があるときは、一〇日以内に中央主管機関の性別工作平等委員会に対し上訴を行なうことができる。使用者、労働者又は求職者が性別工作平等委員会の処分と異議のあるときは、行政上訴法及び行政訴訟法に従い、行政上訴し、行政訴訟手続を行なうことができる。

前項の上訴審議処理方法は、中央主管機関の定めるところによる。……

第三六条 使用者は、労働者によるこの法律の申立又は他人の申立への協力を理由として、解雇、停職その他の不利益取扱をしてはならない。

第三七条 労働者又は求職者が、使用者のこの法律の規定違反について裁判所へ提訴したときは、主管機関は、必要な法律扶助を提供する。

前項の法律扶助方法は、中央主管機関の定めるところによる。

労働者又は求職者が、第一項の訴訟のために保全仮処分を申し立てたとき、裁判所は、担保供託金の金額を免除又は減額することができる。

#### 第六章 罰則

第三八条 第一三条第一項後段、第二項……に違反する使用者は、一〇万元以上五〇万元以下の罰金に処する〔罰金額は

二〇〇八年末の改正法により一万元以上一〇万元以下から引き上げられた〕訳者註〕。

#### ②性別平等教育法（民国九三年六月二三日修正）（二〇〇四年制定）

##### 第一章 総則

第一条 この法律は、性別地位の実質的平等を促進し、性別差別を除去し、人格の尊厳を保護し、性別平等の教育資源及び環境を確立することを目的とする。

この法律に規定しない事項については、他の法律を適用する。

第二条 この法律においては、次の定義を用いる。

一 性別平等教育とは、性別差別を除去し、性別地位の実質的平等を促進する教育方式をいう。

二 学校とは、公私立の各級学校をいう。

三 性侵害とは、性侵害犯罪防治法にいう性侵害犯罪の行為をいう。

四 セクシュアル・ハラスメントとは、次に掲げる場合の一にあたり、かつ、性侵害の程度に至らない程度のものである。

(一) 明示的又は黙示的に、受けることが歓迎されず、かつ、性的又は性別差別的意味を有する言動で、他人の人格尊厳、学習、労働の機会若しくは表現に影響を及ぼすもの。  
(二) 性又は性別に関する行為で、自己又は他人の学習又は労働に関する権益の得喪又は減損の条件として用いられ

るもの。

五 学園における性侵害又はセクシユアル・ハラスメントとは、学校長、教員、職員、工友又は学生を一方の当事者とし、学生を他方の当事者とする性侵害又はセクシユアル・ハラスメントをいう。

第三条 この法律において、主管機関とは、中央政府教育部、直轄市政府及び県(市)政府をいう。

第四条 中央政府主管機関は、次に掲げる事項を任務とする性別平等教育委員会を設置する。

一 全国的な性別平等教育関係法規、政策及び年度実施計画の検討。

二 性別平等教育の実施発展のための関係資源の調整、統合及び協力並びに地方主管機関、学校及び社会教育機構への援助。

三 地方主管機関並びにその所管する学校及び社会教育機構による性別平等関係活動の実施の監督及び集約。

四 性別平等教育の課程、教学、評価その他の関係問題の研究及び発展。

五 性別平等教育担当者養成の企画及び実施。

六 性別平等教育に関する事項の諮問業務、調査、処理その他この法律に関連する案件の提供。

七 全国的な性別平等家庭教育及び社会教育の促進。

八 全国的な性別平等教育事務に関するその他の事項。

第五條 直轄市及び県(市)の主管機関は、次に掲げる事項を任務とする性別平等教育委員会を設置する。

一 地方の性別平等教育に関する法規、政策及び年度実施計画の検討。

二 性別平等教育の実施発展に関する関係資源の調整、統合並びに主管学校及び社会教育機構への援助。

三 性別平等教育活動実施に関する所管学校及び社会教育機構への監督評価。

四 性別平等教育の課程、教学、評価その他の関係問題の研究及び発展。

五 所管学校及び社会教育機構に対する性別平等教育に関する諮問業務、調査、処理その他この法律に関連する案件の提供。

六 所管学校の教職員に対する研修実施。

七 地方の性別平等に関する家庭教育及び学校教育の促進。

八 地方の性別平等教育に関するその他の事務。

第六條 学校は、次に掲げる事項を任務とする性別平等教育委員会を設置しなければならない。

一 学校各部門の関係資源の統合、性別平等教育実施計画の策定並びに実施結果の集約及び検討。

二 学生、教職員及び家長に対する性別平等教育に関する活動の計画及び実施。

三 性別平等教育に関する課程、教育及び評価の研究及び普及。

四 性別平等教育実施、学園における性侵害及びセクシユアル・ハラスメント防止規定の策定並びに関係資源の調整規定の確立。

五 この法律に関係する事案の調査及び処理。  
六 性別平等で安全な学園の企画及び確立。

七 地区の性別平等に関する家庭教育及び学校教育の推進。

八 学校又は地区のその他の性別平等教育に関する事務。

第七条 中央主管機関の性別平等教育委員会に、任期による委員一七名乃至二三名を置く。教育部長をもって議長とする。委員のうち過半数は女性でなければならぬ。性別平等教育に関する専門学識経験者、民間団体代表及び実務家労働者が、委員の三分の二以上でなければならぬ。

前項の性別平等教育委員会は、少なくとも三ヵ月に一回開催されなければならない。専任職員により関係業務を処理しなければならない。委員会の組織、会議その他の関係事項は、中央主管機関の定めるところによる。

第八条 直轄市政府及び県（市）の主管機関の性別平等教育委員会に、任期による委員九名乃至二三名を置く。直轄市、県（市）の首長をもって議長とする。委員のうち過半数は女性でなければならぬ。性別平等教育に関する専門学識経験者、民間団体代表及び実務家労働者が、委員の三分の一以上でなければならぬ。

前項の性別平等教育委員会は、少なくとも三ヵ月に一回開催されなければならない。専任職員により関係業務を処理しなければならない。委員会の組織、会議その他の関係事項は、直轄市又は県（市）の主管機関の定めるところによる。

第九条 学校の性別平等教育委員会に、任期による委員五名乃至二一名を置く。校長をもって議長とする。委員の過半数は女性でなければならぬ。性別平等意識を有する教員代表、職工代表、家長代表、学生代表及び性別平等教育分野の専門学識経験者を招聘し、委員とすることができる。

前項の性別平等教育委員会は、少なくとも三ヵ月に一回開催されなければならない。専任職員により関係業務を処理しなければならない。委員会の組織、会議その他の関係事項は、学校の定めるところによる。

第一〇条 中央、直轄市、県（市）の主管機関は、毎年、性別平等教育委員会の定める計画を考慮して、予算措置を講じるものとする。

第一一条 主管機関は、その管掌する学校、社会教育機構その他の下級機構の性別平等教育に関する事項の遂行を監督し、必要な協力を提供するものとする。成績優良なものは、表彰され、成績不良なものは、矯正及び補導改善されなければならない。

## 第二章 学習環境及び資源

第十二条 学校は、性別平等な勉学環境を提供し、安全な校内空間を確立しなければならない。

学校は、学生及び教職員の性別特質及び性的嗜好を尊重しなければならない。

学校は、性別平等教育実施規定を策定し、広告告知しなければならない。

第十三条 学校は、受験又は入学許可について、性別又は性的嗜好を理由として差別待遇をしてはならない。ただし、歴

史的伝統、特別教育目的その他の性別に関わらない正当な理由に基づいて主管機関の承認を得て設置した学校、学級及び課程については、この限りではない。

第四条 学校は、教学、活動、評価、賞罰、福祉及び服務について、学生の性別又は性的嗜好に基づいて差別待遇をしてはならない。ただし、その性質が特定の性別に適合する場合は、この限りではない。

学校は、性別又は性的嗜好により不利な立場にある学生に対して、その境遇の改善のために積極的に援助しなければならない。

学校は、妊娠した学生の教育権を積極的に保護し、必要な援助を与えなければならない。

第十五条 職員入職前研修、新入職員研修、職員研修及び教育行政主管職員養成課程には、性別平等教育の内容が含まれなければならない。教員養成大学教育専門課程は、性別平等教育課程を含まなければならない。

第一六条 学校の評価委員会、申立評議委員会、教師評審委員会及び中央、直轄市又は県(市)の主管機関の教師申立評議委員会の構成は、委員の三分の一以上が、一方の性別でなければならない。ただし、学校の評価委員会及び教師評審委員会については、一方の性別の教員数が委員総数の三分の一未満の場合は、この限りではない。

前項の規定に適合しない学校及び主管機関関係組織は、この法律の施行から一年以内に委員会を改組しなければならない。

### 第三章 課程、教育資材及び教学

第一七条 学校の設置課程及び活動計画は、学生の潜在能力を発揮させるようにしなければならない。性別に基づいて差別待遇をしてはならない。

国民小学校及び中学校は、性別平等教育導入課程を除いて、各学期四時間以上の性別平等教育関係課程を実施しなければならない。

高等中学校及び五年制専門学校の最初三年間は、性別平等教育導入課程を実施しなければならない。

大学は、性別研究関係課程を置かなければならない。学校は、性別平等教育課程企画及び評価方式を発展させなければならない。

第一八条 学校教材の編集、審査及び選定は、性別平等教育原則に基づいて行われなければならない。教材内容は、両性の歴史的貢献、生活経験及び多元的性別観点について公正な記載をしなければならない。

第一九条 教師は、教材を使用し、教育活動にたずさわるるときは、性別平等意識を備え、性別固定観念を排除し、性別偏見及び性別差別を避けなければならない。

教師は、伝統的に性別に関わらない学科領域を修習するよう学生に促さなければならない。

第四章 学園内性侵害又はセクシュアル・ハラスメントの防止  
第二〇条 中央主管機関は、学園における性侵害及びセクシュアル・ハラスメント事件の防止及び処理のために、学園における性侵害及びセクシュアル・ハラスメント防止準則を

策定しなければならない。この準則は、学校安全計画、学校内外の教学及び個人間交渉に関わる注意事項、学園における性侵害及びセクシュアル・ハラスメント処理組織、手続及び救済方法を含まなければならない。

学校は、前項の準則に従い、防止規定を策定し、広告周知させなければならない。

第二一条 学校又は主管機関は、学園における性侵害及びセクシュアル・ハラスメント事件を処理し、関係法令により通報する場合を除いて、事件をその性別平等委員会の調査処理に委ねなければならない。

第二二条 学校又は主管機関は、学園における性侵害及びセクシュアル・ハラスメント事件を調査処理するにあたり、客観的、公正かつ専門的に、両当事者に十分な意見陳述及び答弁の機会を与えなければならない。反復的聴聞は避けなければならない。

当事者及び検挙者の氏名その他の個人の識別が可能な資料は、秘密にしなければならない。ただし、調査が必要な場合又は公共の安全に関わる場合はこの限りではない。

第二三条 学校又は主管機関は、学園における性侵害及びセクシュアル・ハラスメント事件を処理調査するにあたり、当事者の教育又は労働に関わる権利の保護のために必要な措置をとるものとする。

第二四条 学校又は主管機関は、学園における性侵害及びセクシュアル・ハラスメント事件を処理するにあたり、被害者又はその法定代理人にその権利及び救済を告知し、関係機

関の処理を紹介しなければならない。必要なときは、心理カウンセリング、保護その他の援助を与えるものとする。

第二五条 学園における性侵害及びセクシュアル・ハラスメント事件について、学校又は主管機関は、調査を実施したのち、関係法令に従い、加害者を処分し又は処分のために他の関係当局に送付しなければならない。

学校、主管機関その他の権限を有する機関は、セクシュアル・ハラスメント加害者の処分にあたり、加害者に、次に掲げる事項の一年以上を課すことができる。

一 被害者又はその法定代理人の同意を得て、被害者に謝罪すること。

二 性別平等教育を八時間受講すること。

三 心理カウンセリングを受けること。

四 その他の教育目的に応じた措置。

第一項に定める処分の場合、加害者の地位に変更があるときは、書面による意見陳述の機会を与えなければならない。

第二六条 学校及び主管機関は、学園における性侵害又はセクシュアル・ハラスメント事件の調査が行われている間、必要なときは、関係事項、対応方法及び原則に関する文書を閲覧することができる。学校及び主管機関は、事件が終了したのち、被害者又はその法定代理人の同意を得て、事件の有無、態様及び処理方法を公表することができる。ただし、当事者名その他身分を識別できる資料は、この限りではない。

第二七条 学校又は主管機関は、学園における性侵害又はセクシュアル・ハラスメント事件及び加害者の関連資料を作成しなければならない。

前項の加害者が勉学又は労働のために他の学校に異動するときは、主管機関及び元の就学又は就労学校は、異動を知ったときから一ヵ月以内に異動先の学校に通知しなければならない。

前項の通知を受けた学校は、加害者に必要な追加補導をしなければならぬ。学校は、正当な理由がある場合を除いて、加害者名その他身分を識別できる資料を公表してはならない。

## 第五章 調査申立及び救済

第二八条 学校がこの法律の規定に違反したとき、被害者又はその法定代理人は、その学校を管掌する主管機関に調査を申し立てることができる。

学園における性侵害又はセクシュアル・ハラスメント事件の被害者又はその法定代理人は、書面により加害者の所属学校に調査を申し立てることができる。加害者が学校長であるときは、その学校を管掌する主管機関に調査を申し立てることができる。

前二項に定める事件を知った者は、手続規定に従い、学校又は主管機関に通報することができる。

第二九条 学校又は主管機関は、調査申立又は通報を受けた後、二〇日以内に、申立人又は通報者に、申立が受理されたか否かについて書面による通知をしなければならない。

学校又は主管機関は、調査申立又は通報を受けたとき、次に掲げる場合においては、受理することができない。

一 この法律の規定に属しない事項であるとき。

二 申立人又は通報者が本名を明らかにしないとき。

三 すでに処理済の事件であるとき。

前項の書面による不受理の通知は、理由を記載しなければならない。

申立人又は通報者は、第一項記載の期間内に申立受理又は不受理の通知を受けないときは、通知が到達した日の翌日から二〇日以内に学校又は主管機関に書面により理由の説明を求めることができる。

第三〇条 学校又は主管機関は、前条第一項の申立又は通報を受理した後三日以内に調査処理のために性別平等教育委員会に事件を送付しなければならない。ただし、前条第二項の適用があるときはこの限りではない。

学校又は主管機関の性別平等教育委員会は、前項の事件を処理するとき、調査のために調査班を設置することができる。

前項の調査班の委員は、性別平等意識を有しなければならない。女性人数比例により、その半数以上は女性でなければならない。必要があるときは、委員の一部を外部招聘者とすることができる。学園性侵害又はセクシュアル・ハラスメント事件処理のために設置された調査班の委員は、性侵害又はセクシュアル・ハラスメント事件調査について専門知識を有する学識経験者を三分の一以上含まなければならない。

らず、主管機関においては二分の一以上を含まなければならない。而当事者の属する学校が異なるときは、申立人の所属する学校の代表者を含まなければならない。

性別平等教育委員会又は調査班がこの法律の規定に従って調査するときは、行為者、申立人及び調査協力を求められた者又は単位は、協力し関係資料を提供しなければならぬ。

管轄、送付、回避、送達及び補正等に関する行政手続法の規定は、この法律において適用又は準用する。

性別平等教育委員会の調査処理は、司法手続の進行により影響を受けない。

性別平等教育委員会が調査処理を行うときは、而当事者間の権力格差を考慮しなければならない。

第三十一条 学校又は主管機関の性別平等教育委員会は、申立又は通報が受理された日から二カ月以内に調査を完了しなければならない。必要があるときは、調査期間は二度延長することができる。各延長期間は一カ月を超えてはならない。申立人、通報者及び行為者は、延長を通知されるものとする。

性別平等教育委員会は、調査が完了した後、所属学校又は主管機関に調査報告及び処理建議を書面により提出しなければならない。

学校又は主管機関は、前項の調査報告書を受領した後二カ月以内に、この法律その他の関係法令に従い、自ら処分を決定し又は関係権限機関に処分の決定のために送付しな

ければならない。学校又は主管機関は、処理結果を、申立人、通報者及び行為者に対して、事実及び理由を記載した書面により通知しなければならない。

学校又は主管機関は、前項の決定をするために、性別平等教育委員会の代表に、参加及び説明を求めることができる。

第三十二条 申立人及び行為者は、前条第三項の処理に不服があるときは、書面による通知が到達した日の翌日から二〇日以内に、理由を付した書面により、学校又は主管機関に対して再申立することができる。

前項の再申立は、一回に限るものとする。

学校又は主管機関は、調査手続に重大な瑕疵があることが判明したとき又は新証拠が調査認定事実に影響を及ぼすときは、性別平等教育委員会に再調査を要求することができる。

第三十三条 性別平等教育委員会は、学校又は主管機関の再調査要求があるときは、調査班を組織しなければならない。調査班の調査処理手続は、この法律の関係規定による。

第三十四条 申立人又は行為者は、学校又は主管機関の再調査要求に不服があるときは、書面の通知が到達した日の翌日から三〇日以内に次に掲げる規定により救済を求めることができる。

- 一 公私立学校校長及び教員は、教員法の規定による。
- 二 公立学校の公務員任用法による任用職員及び中華民國七四年五月三日教員任用条例施行後採用の職員は、公務員保

障法の規定による。

三 私立学校職員は、性別工作平等法の規定による。

四 公私立学校の労働者は、性別工作平等法の規定による。

五 公私立学校の学生は、所属学校の申立規定による。

第三十五条 学校又は主管機関は、この法律が定める事件に関する事実認定については、当該性別平等教育委員会の提供する調査報告によるものとする。

裁判所は、前項の事実認定については、各級性別平等教育委員会の調査報告を斟酌するものとする。

#### 第六章 罰則

第三十六条 学校が第一三条、第一四条、第二〇条第二項、第二二条第二項又は第二七条第三項に違反したときは、一万元以上一〇万元以下の罰金に処する。

行為者が正当な理由なく第三〇条第四項に違反したときは、一万元以上五万元以下の罰金に処し、その協力又は関係資料の提供があるまで、連続して処罰することができる。

#### 第七章 雑則

第三十七条 この法律の施行細則は、中央政府当局が作成するところによる。

第三八条 この法律は、公布日に施行する。

③性侵害犯罪防治法（民国九四年二月五日修正）二〇〇五年制定）

第一条 性侵害犯罪防止及び被害者權益保護のために、この法律を制定する。

第二条 この法律において性侵害犯罪とは、刑法第二二一条乃至第二二七条、第二二八条、第二二九条、第三三二条第二項第二号、第三三四条第二号、第三四八条第二項第一号及び刑法特別法の罪をいう。

第三条 この法律で主管機関とは、中央政府内政部、直轄市政府及び県（市）政府をいう。

第四条 内政部は、次に掲げる事項を管掌する性侵害犯罪防治委員会を設置する。

- 一 性侵害防治政策及び法規の研究。
- 二 性侵害防治事項の執行に関する調整及び監督。
- 三 各級政府制定の性侵害事件処理手続、防治及び医療連絡網の監督。

- 四 性侵害防治教育の監督及び推進。
- 五 性侵害事件に関する各項目資料の整理、収集、統計及び管理。

- 六 性侵害防治に関する問題の研究。
- 七 その他の性侵害防治に関する事項。

第五条 内政部性侵害防治委員会は、内務部長をもって議長とし、民間団体代表及び学識経験者を委員の二分の一以上とする。

性侵害防治委員会は、関連職務処理のために分科に専任職員を配置しなければならない。その組織規定は、中央主管機関の定めるところによる。

第六条 直轄市、県（市）の主管機関は、次に掲げる事項を管掌する性侵害防治センターを設置しなければならない。

掌する性侵害防治センターを設置しなければならない。

- 一 二四時間専用電話職務。
  - 二 被害者への二四時間緊急救助提供。
  - 三 被害者への診療協力、傷害確認及び証拠取得。
  - 四 被害者への心理治療協力、補導、緊急安置及び法律職務の提供。
  - 五 病院による性侵害事件専門処理医療班の創設調整。
  - 六 加害者の追跡補導及び心身治療。
  - 七 性侵害防治教育、訓練及び宣伝の推進。
  - 八 その他の性侵害防治及び保護に関する事項。  
前項の性侵害犯罪防治センターには、福祉、警察、医療その他の関係専門家を配置しなければならない。その組織は、直轄市又は県（市）の主管機関の定めるところによる。地方政府は、前二項に規定する事項につき予算措置を講じるものとし、不足分は、中央主管機関の補助によるものとする。
- 第七條 各級小中学校は、各学年において、四時間以上の性侵害防治教育課程を置かなければならない。  
前項の性侵害防治教育課程は、次に掲げる事項を含むものとする。
- 一 両性の性器の構造及び効能。
  - 二 安全な性行為及び自我保護の性知識。
  - 三 両性平等教育。
  - 四 正しい性心理の確立。
  - 五 他人の性的自由の尊重。
  - 六 性侵害犯罪の認識。

- 七 性侵害危機の処理。
  - 八 性侵害防御の技術。
  - 九 その他の性侵害に関する教育。
- 第八條 医療職員、福祉職員、教職員、保育職員、警察職員及び労政職員は、職務上性侵害犯罪の疑いを得たときは、すみやかに二四時間以内に、直轄市又は県（市）の主管機関に通報しなければならない。通報の方式及び内容は、中央主管機関の定めるところによる。
- 前項の通報内容、通報者氏名、住所その他の身分の識別ができる資料は、法律に定めのある場合を除いて、秘密を保持しなければならない。
- 第九條 中央主管機関は、全国性侵害加害者の検索資料を作成しなければならない。その内容は、指紋、DNAを含むものとする。
- 前項の検索資料は、秘密が保持されなければならない。法律に規定のある場合を除き、提供してはならない。その管理及び使用等の方法は、中央主管機関の定めるところによる。
- 第一〇條 病院及び診療所は、診察及び傷害診断書作成を拒んではならない。  
病院及び診療所は、被害者を診療するに際して、保護人を陪席させ、被害者の秘密を保護し、安全かつ適切な治療環境を提供しなければならない。  
第一項の傷害診断書の書式は、中央衛生主管機関関係機関会議の定めるところによる。

第一項に違反する者は、衛生主管機関により、一万元以上五万元以下の罰金に処する。

第一条 被害者の検傷及び証拠確保については、刑事訴訟法若しくは軍事審判法の規定によるとき又は被害者が意識喪失若しくは意思無能力であるときを除いて、被害者の同意を得なければならぬ。被害者が禁治産者又は一二歳未満のときは、監護人又は法定代理人の同意を得なければならぬ。監護人又は法定代理人の有無が不明なとき、通知が困難なとき又は性侵害犯罪の嫌疑人であるときは、行政検傷及び証拠確保をすることができる。

証拠確保ののち、証拠物は証拠物袋により司法又は軍法警察内に保全し、すみやかに内政部に警察鑑定及び証拠物鑑定を送致し、法に従い保存しなければならない。

性侵害犯罪事件を告訴しようとする者が告訴する時まで、内政部警政署は、証拠物を犯罪発生地の直轄市又は県(市)の主管機関の保管に移すものとする。犯罪嫌疑者が知れないときを除いて、六カ月の保管期間経過後、証拠物は破棄することができる。

第二条 職務又は業務により性被害被害者の氏名、生年月日、住所その他の身分を識別できる資料を知ったときは、法律の規定に定めがある場合を除いて、秘密が保持されなければならない。

行政機関、司法機関及び軍法機関の作成する公示文書は、被害者の氏名、生年月日、住所その他の身分を識別できる資料を記載してはならない。

第三条 広告物、出版物、ラジオ、テレビ、電子メール、インターネットその他の媒体は、性犯罪被害者の氏名その他の身分を識別できる資料を伝達してはならない。ただし、行為能力を有する被害者の書面による同意があるときは、犯罪捜査機関が必要と認めたときは、この限りではない。

前項の規定に違反したときは、当該事業主の主管機関により、六万元以上六〇万元以下の罰金に処し、前項の物品の没収、差押その他の必要な措置を採ることができ、通知期限経過後も改めないときは、順次連続して処罰することができる。被害者死亡の場合、当該事業主の主管機関が社会公益を考量して報道を必要と認めるときは処罰しない。

第四条 裁判所、検察庁、軍事裁判所、軍事裁判所検察庁、司法軍法警察機関及び医療機構は、専門訓練を受けた専門家により性侵害事件を処理しなければならない。

前項の医療機構とは、中央衛生主管機関の指定する性侵害事件処理医療班を有する医療機構をいう。

第五条 被害者の法定代理人、配偶者、直系血族、三親等以内の傍系血族、家長、家族、医師、心理士、補導員又は福祉職員は、捜査又は審理中、被害者に付き添い、意見陳述をすることができる。

前項の規定は、性犯罪嫌疑人又は被告が同席するとき適用しない。

被害者が児童又は少年の場合、必要ないことがあきらかであるときを除いて、直轄市又は県(市)の主管機関は、調査のために福祉職員を派遣し、審判中同席させなければ

ならない。この場合は、意見陳述をすることができる。

第一六条 被害者の尋問又は詰問は、申立又は職権により、法廷外で、音声映像伝達の科学技術設備その他適切な隔離設備を用いて又は被害者と加害者若しくは検察官を隔離することににより行なうことができる。

被害者の法廷における証言に際して、精神障害又は心身負傷により詰問が自由な陳述又は完全な陳述を妨げるおそれがあると認めるときは、裁判官及び軍事審判官は、前項の隔離詰問の措置をとらなければならない。

裁判長は、当事者又は弁護士による被害者への詰問を不当と認め、詰問を禁止したときは、尋問をもってこれに代える。

性侵害犯罪の被告人又はその弁護士は、被害者と被告人以外の人との性経験を詰問し又はその証拠を提出することができない。ただし、裁判官又は軍事審判官が必要と認めるときは、この限りではない。

第一七条 被害者が、審理中次に掲げる場合においては、信頼できる特別事情の証明により、検察事務官、司法警察官又は司法警察が捜査中の行為の陳述をし、かつ、犯罪事実の証明の存否が必要なきときは、その証拠を示すことができる。

一 性侵害心身致傷により無法陳述をするとき。

二 出廷後心身圧力により尋問又は詰問時に無法に完全陳述をし又は陳述を拒絶するとき。

第一八条 性侵害事件は、公開の審理によつてはならない。ただし、次に掲げる同意の一があり、裁判官又は軍事審判官

が必要と求めるときは、この限りではない。

一 被害者の同意。

二 被害者が行為無能力又は制限行為能力であるときは本人及びその法定代理人の同意。

第一九条 直轄市又は県（市）の主管機関は、被害者の申立により次に掲げる補助を与える。

一 国民健康保険給付範囲に含まれない医療費用及び心理回復費用。

二 訴訟費用及び弁護士費用。

三 その他の費用。

前項の補助の対象、条件及び金額等の事項に関する規定は、直轄市又は県（市）の主管機関の定めるところによる。

第二〇条 加害者が次に掲げる事項の一にあたる場合、治療補導の必要があると評価認定したときは、直轄市又は県（市）の主管機関は、心身治療又は補導教育の受講を命じることができる。

一 有期懲役又は保安処分が執行満了。

二 保釈。

三 執行猶予。

四 刑の免除。

五 恩赦。

六 略式起訴。

監護人は、前項第二号又は第三号の保護観察付加害者に対して、次に掲げる各号の一以上の処理方式をとることができる。

- 一 保護観察付加害者に面談、訪問をし、団体活動の推進相談等の援助行為をすること。
  - 二 再犯のおそれが認められ又は補導強化及び保護観察が必要なときに、加害者に保護観察を受けさせること。
  - 三 保護観察付加害者に薬物使用を疑う事実があるときに、尿検査を受けることを命じること。
  - 四 保護観察付加害者に一定の住居がなく又はその住居が保護観察の執行に不利であるときに、監護人が検察官又は軍事検察官の許可を得て、所定の場所に住居を指定すること。
  - 五 保護観察付加害者に夜間犯罪の習性があるとき又は再犯のおそれがあるときに、監護人が、検察官又は軍事検察官の許可を得て、夜間外出を禁止すること。
  - 六 保護観察付加害者が心身治療又は補導教育を受ける必要があると評価認定されたときに、監護人が、検察官又は軍事検察官の許可を得て、その実施を観察すること。
  - 七 保護観察付加害者が固有の犯罪様式を有するとき又は再犯のおそれがあるときに、監護人が、検察官又は軍事検察官の許可を得て、特定の場所又は対象への接近を禁止すること。
  - 八 適切な機構又は団体に紹介すること。
  - 九 その他必要な処遇。
- 監護人は、前項第四号及び第五号の保護観察付加害者を、検察官又は軍事検察官の許可を得て、科学技術施設に収監することができる。
- 第一項の執行期間は、三年以下とする。ただし、執行継

続の必要がないと認められたときは、直轄市又は県（市）の主管機関は、処分の執行を免除することができる。

第一項の評価の内容、基準及び手続、心身治療又は補導教育及び登記の内容、手続及び成績評価等に関する事項については、中央主管機関法務部、国防部及び行政院衛生署の合同会議の定めるところによる。

第二項第三号に定める採尿検査の執行方式、手続、期間回数、検査機構、項目その他については、法務部関係機関の会議の定めるところによる。

第二項第六号の観察機関（構）、人員、執行手続及び方式並びに第三項の科学技術施設の観察方法、執行手続、機関（構）、人員その他については、法務部関係機関の会議の定めるところによる。

第二条 前条の加害者が、次に掲げる各号の一にあたるときは、一万元以上五万元以下の罰金に処し、期限によりその執行を命じらる。

一 直轄市又は県（市）の主管機関の通知に対して、正当な理由なく出頭せず又は評価認定、心身治療若しくは補導教育を拒絶したとき。

二 直轄市又は県（市）の主管機関の通知に対して、正当な理由なく心身治療若しくは補導教育に出頭せず又は受講回数不足するとき。

三 第二三条第一項の規定による定期登記又は報告を怠ったとき。

前項の加害者が、執行命令を履行しないときは、一年以

下の有期拘禁又は懲役に処し、五万元以下の罰金を併科する。

直轄市又は県（市）の主管機関は、仮釈放、執行猶予又は略式起訴の加害者への第一項に定める処分のうち、すみやかに当該地方裁判所検察庁検察官又は軍事裁判所検察庁検察官に通知しなければならない。

地方裁判所検察庁検察官又は軍事裁判所検察庁検察官は、前項の通知をしたのち、原執行監獄典獄長に通知し、法務部又は国防部に仮釈放の取消を求め、裁判所又は軍事裁判所に執行猶予又は略式起訴の取消を求めることができる。

第二二条 加害者が、第二〇条第一項の規定により心身治療又は補導教育を受けたが、鑑定により自制による再犯予防の効果がないと評価されたときは、直轄市又は県（市）の主管機関は、関係評価報告書を検討し、当該地方裁判所検察庁検察官又は軍事裁判所検察庁検察官に法による強制治療を要請することができる。

中央規制当局は、司法、教育及び保健機関とともに、その教育期間及び手続を策定するものとする。

第三二条 刑法第二二条、第二二二条、第二二四条の一、第二二五条第一項、第二二六条、第二二六条の一、第三三二条第二項第二号、第三三四条第二号、第三四八条第二項第一号又は刑法特別法に定める犯罪の加害者は、第二〇条第一項各号に掲げる場合の一にあたるときは、定期的に警察機関に、身分、就学、労働、車籍及びその異動等の資料の登記及び報告をしなければならない。登記及び報告の期間

は、七年間とする。

前項の規定は、犯罪時満一八歳未満のときは適用しない。第一項の登記期間に関する事項は、公共利益及び社会安全の維持のために、登記期間中に特定職員による審査をすることができる。

第一項の登記及び報告の手続、前項の審査事項の範囲、内容、執行機関、審査員の資格、条件、審査手続その他の遵守事項については、中央主管機関の定めるところによる。第二四二条 この法律の施行細則は、中央主管機関の定めるところによる。

第二五二条 この法律は、公布から六ヵ月後に施行する。

\* 中華民國刑法（民國九八年六月一〇日修正）（二〇〇九年改正後の現行条文）

第一編 総則

第一章 法例

第一〇条 ……

性交とは、正当な目的の有無を問わず次の性侵入行為をいう。

一 性器による他人の性器、肛門若しくは口腔への侵入又は性器を用いた接合の行為。

二 性器以外の身体の部位若しくは器物による他人の性器若しくは肛門への侵入又はこれらを用いた接合の行為。

第二編 分則 ……

第一六章 妨害性自主罪

第三二一条 男女に対し、暴行、脅迫、威嚇、催眠その他のその意思に反する方法を用いて、性交をした者は、三年以上一〇年以下の拘禁に処する。

前項の罪の未遂は罰する。

第三二二条 前条の罪を犯し次に掲げる場合の一にあたる者は、七年以上の拘禁に処する。

一 二人以上で共同して罪を犯したとき。

二 一四歳未満の男女に対し罪を犯したとき。

三 精神障害者、身体障害者又は心神喪失の者に対し罪を犯したとき。

四 薬物を用いて罪を犯したとき。

五 被害者を虐待したとき。

六 公衆又は不特定人の輸送の用に供される交通機関の利用に際して罪を犯したとき。

七 住宅、現住建造物若しくは艦船に侵入し、又はその中に隠匿し罪を犯したとき。

八 凶器を携帯して罪を犯したとき。

前項の罪の未遂は罰する。

第三二三条 (削除)

第三二四条 男女に対し、暴行、脅迫、威嚇、催眠その他のその意思に反する方法を用いて、わいせつな行為をした者は、六ヵ月以上五年以下の拘禁に処する。

第三二四条の一 前条の罪を犯し、第三二二条第一項各号に掲げる場合にあたる者は、三年以上一〇年以下の拘禁に処す

る。

第三二五条 男女に対し、精神障害、身体障害、心神喪失その他これらに相当する事情を利用して、抗拒不能又は抗拒不知とし、性交をした者は、三年以上一〇年以下の拘禁に処する。

男女に対し、精神障害、身体障害、心神喪失その他これらに相当する事情を利用して、抗拒不能又は抗拒不知とし、わいせつな行為をした者は、六ヵ月以上五年以下の拘禁に処する。

第一項の罪の未遂は罰する。

第三二六条 第二二一条、第二二二条、第二二四條、第三二四條の一又は第三二五条の罪を犯し、被害者を死に至らしめた者は、無期拘禁又は一〇年以上の拘禁に処する。重傷に至らしめた者は、一〇年以上の拘禁に処する。

被害者の羞恥自殺又は故意の自殺により重傷に至らしめた者は、一〇年以上の拘禁に処する。

第三二六条の一 第二二一条、第二二二条、第二二四條、第二二四條の一又は第三二五条の罪を犯し、故意に被害者を殺害した者は、死刑又は無期拘禁に処する。被害者をして重傷に至らしめた者は、無期拘禁又は一〇年以上の拘禁に処する。

第三二七条 一四歳未満の男女に対し性交した者は、三年以上一〇年以下の拘禁に処する。

一四歳未満の男女に対しわいせつな行為をした者は、六ヵ月以上五年以下の拘禁に処する。

一四歳以上一六歳未満の男女に対し性交した者は、七年以下の拘禁に処する。

一四歳以上一六歳未満の男女に対しわいせつな行為をした者は、三年以下の拘禁に処する。

第一項又は第三項の罪の未遂は罰する。

第三七条の一 前条の罪を犯した一八歳以下の者は、その刑を軽減又は免除する。

第三二八条 親族、監護、教養、教育、訓練、救済、医療、公務、業務その他これらに相当する関係により自己の監督、扶助、介護を受ける者に対して、その権勢又は機会を利用して性交をした者は、六ヵ月以上五年以下の拘禁に処する。

前項記載の事情によりわいせつな行為をした者は、三年以下の拘禁に処する。

第一項の罪の未遂は罰する。

第三二九条 詐術をもって男女に対し自己の配偶者と誤信させて性交した者は、三年以上一〇年以下の拘禁に処する。

前項の罪の未遂は罰する。

第三二九条の一 配偶者に対し第三二一条若しくは第三二二条の罪を犯し、又は一八歳未満の者に対し第三二七条の罪を犯したときは、告訴を待つてこれを論ずる。 ……

第三〇章 略奪強盗及び海賊罪 ……

第三三二条 強盗を犯し故意に人を殺した者は、死刑又は無期拘禁に処する。

強盗を犯し次に掲げる行為の一をした者は、死刑、無期拘禁又は七年以上の拘禁に処する。 ……

一一 強姦。 ……

第三三四条 海賊行為をし故意に人を殺した者は、死刑又は無期拘禁に処する。

海賊行為をし次に掲げる行為の一をした者は、死刑、無期拘禁又は一二年以上の拘禁に処する。 ……

一二 強姦。 ……

第三三三章 営利誘拐罪 ……

第三四八条 前条第一項の罪（営利誘拐罪〔記者註〕）を犯し故意に人を殺した者は、死刑又は無期拘禁に処する。

前条第一項の罪を犯し次に掲げる行為の一をした者は、死刑、無期拘禁又は一二年以上の拘禁に処する。 ……

一三 強姦。 ……

④性騷擾防治法（民国九五年一月一八日修正）（二〇〇六年制定）

第一章 総則

第一条 この法律は、セクシュアル・ハラスメントを防止し被害者の権利を守ることを目的とする。

セクシュアル・ハラスメントの定義並びにセクシュアル・ハラスメント紛争処理及び防止は、この法律の定めるところによる。この法律が定めていない事項については、他の法律の定めるところによる。ただし、性別工作平等法及び性別教育平等法の適用については、第一二条、二四条及び二五条を除き、この法律を適用しない。

第二条 この法律においてセクシュアル・ハラスメントとは、

他人の意思に反する性又は性別に関する行為で、かつ、次に掲げる条件の一に当たるもので、性侵害犯罪を除くものをいう。

一 他人の上記行為への服属又は拒絶が、労働、教育、役務、計画又は活動に関する権益の得喪又は減損の条件をなすとき。

二 展示、表示文字、図画、音声、映像その他の媒体、差別的又は侮辱的言動その他の方法により、他人の人格の尊厳を侵害し、畏怖を生じさせ、敵意若しくは威嚇の状況を感じさせ又は他人の労働、教育、服務、計画、活動若しくは正常な生活の遂行に不当な影響を及ぼしたとき。

第三条 この法律において、公務員とは、法令により公的に従事する被用者をいう。

この法律において、機関とは、政府機関をいう。

この法律において、部隊とは、国防部所属の軍隊及び学校をいう。

この法律において、学校とは、公私立の各級学校をいう。

この法律において、機構とは、法人、パートナーシップ又は代表管理者を置く法人格なき社团その他の団体をいう。

第四条 この法律において、主管機関とは、中央政府内政部、直轄市政府又は県(市)政府をいう。

第五条 中央主管機関は、次に掲げる事項を管掌する。ただし、事項が特定の中央政府部局に移管されたときは、その部局がその事項を管掌する。

一 セクシユアル・ハラスメント防止に関する政策及び法規

の研究並びに審議に関する事項。

二 各級政府のセクシユアル・ハラスメント防止実施に関する調整、監督及び統制に関する事項。

三 地方主管機関が制定するセクシユアル・ハラスメント事件取扱手続、調査及び医療サービスの監督に関する事項。

四 セクシユアル・ハラスメント防止教育及び宣伝の推進に関する事項。

五 セクシユアル・ハラスメント防止実績の優良組織、学校、機構、使用者、団体又は個人の表彰に関する事項。

六 セクシユアル・ハラスメント事件に関するデータ収集及び統計作成に関する事項。

七 セクシユアル・ハラスメント防止状況及び関連問題の研究に関する事項。

八 セクシユアル・ハラスメント防止に関するその他の事項。

第六条 直轄市及び県(市)政府は、次に掲げる事項を管掌するセクシユアル・ハラスメント防止委員会を設置しなければならない。ただし、事項が特定の政府部局に移管されたときは、その部局がその事項を管掌する。

一 セクシユアル・ハラスメント防止に関する政策及び法規の策定に関する事項。

二 セクシユアル・ハラスメント防止に関する調整、監督及び執行に関する事項。

三 セクシユアル・ハラスメント事件の調査、調停及び関係機関への送致に関する事項。

四 セクシユアル・ハラスメント防止の教育訓練及び宣伝に

関する事項。

五 セクシュアル・ハラスメント事件に関するデータ収集及び統計作成に関する事項。

六 セクシュアル・ハラスメント防止に関するその他の事項。

前項のセクシュアル・ハラスメント防止委員会に、直轄市又は県（市）の首長又は副首長である委員長一人を置く。同委員会の委員は、関係機関上級職員、社会的に公正な人物、民間団体代表、有識者及び専門家から選出される。同委員会のメンバーのうち、社会的に公正な人物、民間団体代表、有識者及び専門家の委員が過半数を占め、かつ、女性委員が過半数を占めなければならない。その組織は、地方主管機関の定めるところによる。

## 第二章 セクシュアル・ハラスメントの防止及び責任

第七条 機関、部隊、学校、機構又は使用者は、セクシュアル・ハラスメント行為の発生を防止しなければならない。セクシュアル・ハラスメントの状況を知ったときは、効果的な是正及び救済措置をすみやかに講じなければならない。

前項に記載する組織の成員、被用者又は服務員の数が一〇名を超えるときは、調停取扱申立手続が制定されなければならない。それらが三〇名を超えるときは、セクシュアル・ハラスメント防止措置が策定され、公表公示されなければならない。

セクシュアル・ハラスメント予防及び処理のために、中央主管機関はセクシュアル・ハラスメント防止基準を策定しなければならない。この基準は、セクシュアル・ハラス

メント防止の原則、申立手続、処分、教育訓練計画その他の関係措置を定めなければならない。

第八条 前条に規定する機関、部隊、学校、機構又は使用者は、セクシュアル・ハラスメント防止に関する教育研修を定期的に実施し、所属員に参加を促さなければならない。

第九条 他人にセクシュアル・ハラスメントをした者は、損害賠償責任を負う。

前項の場合、非財産的損害についても同様とする。名譽毀損の場合は、名譽回復措置を請求することができる。

第一〇条 セクシュアル・ハラスメント事件に関する申立、調査、捜査又は審理中において、機関、部隊、学校、機構又は使用者は、申立、告訴、告発、提訴、証言、協力その他の関与行為をした者に対し、差別的取扱をしてはならない。前項の規定に違反した者は、損害賠償責任を負う。

第一一条 被用者又は機構の代表者が他人にセクシュアル・ハラスメントを行うために職務執行の便を用いた場合において、第九条第二項により、使用者及び機構は、被害者の名譽回復のために適切な措置が必要ときは、適切に協力しなければならない。

学校又は教育訓練機構において教育訓練を受けた際に学生又は研修生が他の者にセクシュアル・ハラスメントを行った場合において、第九条第二項により、学校、大学又は研修機構は、被害者の名譽回復のために適切な処分が必要ときは、適切な援助を行わなければならない。

前二項の規定は、機関には適用しない。

第二二条 広告、出版物、放送、テレビ、電子メール、インターネットその他の媒体は、被害者の氏名その他の本人と識別できる情報を報道又は掲載してはならない。ただし、行為能力ある被害者の同意があるとき又は刑事捜査当局が法に従い必要があると認めるときは、この限りではない。

### 第三章 申立及び調査手続

第二三条 セクシユアル・ハラスメント事件の被害者は、関係法令に従い協力を求めることができるほか、加害者の所属する機関、部隊、学校、機構、使用者又は直轄市若しくは県(市)政府の主管機関に申立をすることができる。

前項の直轄市又は県(市)政府の主管機関は、事件及びその一件書類を調査のために、加害者の所属する機関、部隊、学校、機構又は使用者に対し、すみやかに移送しなければならぬ。加害者が知れないとき又は加害者の所属する機関、部隊、学校、機構若しくは使用者が知れないときは、捜査のためにセクシユアル・ハラスメント事件が生じた地域の警察機関に事件を送致しなければならない。

機関、部隊、学校、機構又は使用者は、申立受理又は送致到達の日から七日以内に調査を開始し、二ヵ月以内に調査を終了しなければならない。必要があるとき、調査期間は一ヵ月間延長することができるが、当事者は、その旨を通知されるものとする。

前項の調査結果は、書面により当事者及び直轄市又は県(市)政府の主管機関に通知されなければならない。機関、部隊、学校、機構若しくは使用者が所定期間内に

調査を終了することができないとき又は当事者が調査結果に満足しないときは、当事者は、所定期間の経過した日又は調査結果が到達した日の翌日から三〇日以内に、直轄市又は県(市)政府の主管機関に、再申立をすることができる。

当事者が、所定期間経過後に申立又は再申立したときは、直轄市又は県(市)政府の主管機関は、これを受理することができない。

第一四条 直轄市又は県(市)政府の主管機関がセクシユアル・ハラスメント再申立を受理した後、セクシユアル・ハラスメント防止委員会委員長は、七日以内に三名乃至五名の委員を調査班に任命し、班長一名を選出し、調査に当たらせなければならない。

前条第三項及び第四項は、本条に準用する。

第一五条 セクシユアル・ハラスメント事件が捜査又は審理手続に入ったときは、直轄市又は県(市)政府のセクシユアル・ハラスメント防止委員会は、必要と認めるとき、手続終了前に事件処理の終了を議決することができる。

### 第四章 調停手続

第一六条 セクシユアル・ハラスメント事件の当事者双方は、直轄市又は県(市)政府の主管機関に、書面又は口頭により調停の申立をすることができる。申立が口頭によるときは、書面が作成されなければならない。

前項の申立は、調停の理由及び紛争の状況を記載しなければならない。

第一項の調停事件について、管轄、守秘義務、不出頭の効果、関係組織への協力要請その他の事項については、中央政府主管機関の定めるところによる。

第二七条 仲裁に関する費用は、審査費用を除き、当事者が負担し、これ以外の費用又は報酬は徴収してはならない。

第二八条 調停が成立したとき、調停書が作成される。

前項の調停書の作成及び効力については、郷鎮市調停条例第二五条乃至第二九条の規定を準用する。

第二九条 調停が不成立のとき、当事者は、地方政府セクシュアル・ハラスメント防止委員会に対し調停事件の司法機関への移送を申し立てることができる。そのときは、第一審の裁判費用を免除する。

## 第五章 罰則

第二〇条 他人にセクシュアル・ハラスメントをした者は、直轄市又は県（市）の主管機関により二万元以上一〇万元以下の罰金に処する。

第二一条 教育、訓練、医療、公務、業務、雇用その他これらに相当する関係において、監督又は監護を行なう者が、権勢又は機会を利用して、セクシュアル・ハラスメントをしたときは、二分の一まで罰金を加重することができる。

第二二条 第七条第一項、第七条第二項に違反した者は、直轄市又は県（市）の主管機関により、一万元以上一〇万元以下の罰金に処する。所定期間内には正されないときは、連続して罰金を科すことができる。

第二三条 機関、部隊、学校、機構又は使用者が、第一〇条第

一項に違反したときは、直轄市又は県（市）の主管機関により、一万元以上一〇万元以下の罰金に処する。所定期間内には正されないときは、連続して罰金を科すことができる。

第二四条 第一二条に違反した者は、主管機関により六万元以上三〇万元以下の罰金に処し、第一二条に記載する物品の没収、差押その他の必要な措置を講じることができる。所定期間内には正されないときは、連続して罰金を科すことができる。

第二五条 セクシュアル・ハラスメントの意図のもとに、他人が拒否できないことに乗じて、接吻、抱擁又は臀部、胸部その他の私的部分に接触した者は、二年以下の有期懲役若しくは拘禁又は一〇万元以下の罰金の一以上に処する。

前項の犯罪は、告訴を待つて訴追される。

## 第六章 附則

第二六条 第七条乃至第一一条、第二二条及び第二三条の規定は、性侵害犯罪に準用する。

前項の行政罰は、性侵害犯罪防止主管機関がこれを科すものとする。

第二七条 この法律の施行細則は、中央主管機関が定める。

第二八条 この法律は、公布から一年後に施行する。